

全建事発第 064 号
令和 2 年 8 月 5 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について（協力依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、軽減税率制度の実施に伴い、令和 5 年 10 月 1 日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。インボイス制度は、事業者の消費税額の計算や取り交わされる請求書等に関するものであることから、多くの事業者の皆様が制度を理解していただき、準備や対応を行っていただく必要があります。

この度、国土交通省ならびに関連省庁より、インボイス制度に関する説明会・研修会への講師派遣及び制度に関するパンフレットについて周知依頼がありました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、貴協会として説明会・研修会の開催や講師派遣についてご希望がある場合には、当協会までご連絡賜りますようお願い申し上げます。

併せて、制度に関するパンフレットについて貴会会員企業の皆様へ周知いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・協力依頼文書
- ・別添 1 講師派遣要領
- ・別添 2 講師派遣申込書
- ・別添 3 適格請求書等保存方式の概要（パンフレット）

(担当) 事業部 山長 (ヤマナガ)
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp

令和2年7月31日

各事業者団体 宛

国 土 交 通 省
財 務 省
国 税 庁

消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について
(協力依頼)

平素から、国土交通行政とりわけ建設産業行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和元年10月1日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されました。貴団体及び貴団体傘下の各団体におかれましては、軽減税率制度へご対応いただき、誠にありがとうございます。

さて、軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されることとなっています。インボイス制度は、事業者の消費税額の計算や取り交わされる請求書等に関するものであることから、多くの事業者の皆様は制度を理解していただき、準備や対応を行っていただく必要があります。

そのため、ご希望がございましたら、貴団体開催の会員向けの説明会・研修会に財務省・国税職員を派遣させていただきたいと思っておりますので、こうした説明会・研修会の開催についてご検討いただけますと幸いです。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応や感染防止の観点から、現時点では開催が困難な場合もあると思っておりますので、開催時期や実施方法については、貴団体の状況に応じてご検討いただきますようお願いいたします。

※ オンラインでの説明や少人数・複数回の開催も相談いただけます。具体的な説明会・研修会への講師派遣要領については、別添をご参照ください。

また、制度に関するパンフレット(別添)を作成・公表しましたので、併せて送付いたします(以下は国税庁HPのURL)。

ご参照いただくとともに、貴団体の会員企業の皆様にも共有いただきますようお願いいたします。

【国税庁HP】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

貴団体におかれましては、引き続きこうした制度の周知等にご協力いただきますようお願いいたします。

消費税のインボイス制度に関する 説明会・研修会への講師派遣について

講師を派遣させていただく説明会・研修会

- ◇ 原則として、貴団体（全国単位の団体）が主催される会員事業者（特に経理担当者）向けの説明会・研修会に講師を派遣します。
- ◇ 貴団体の傘下団体（地域ブロック単位の団体）が主催される同様の説明会・研修会にも講師派遣可能な場合がありますので、ご希望の場合にはご相談ください。
 - ※ 新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、オンラインでの説明や少人数での複数開催などの対応も可能ですので、ご相談ください。

派遣する講師（財務省・国税職員）がご説明する事項（概要）

- ◇ 消費税のインボイス制度の概要と留意点 など
 - ※ 消費税の軽減税率制度に関する質疑等にも対応させていただきます。

説明会の開催時期等

- ◇ 講師派遣依頼は、制度開始に向けて随時、受け付けております。
（申込期限は設けておりません。）
- ◇ 講師派遣は、平日の9時から17時までの間とさせていただきます。それ以外の日程を希望される場合は前広にご相談ください。

講師派遣のお申込み

- ◇ 申込用紙（別添2）にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

〒100-8918
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
担当 神藤
電子メール：shintosh-y2ks@mlit.go.jp
FAX：03-5253-1555

- インボイス制度
 軽減税率制度

講師派遣申込書

申込日		管理番号	
開催団体名			
担当部署名 又は 担当者名			連絡先
説明会の概要			
開催日		開催時間	
開催場所	(都道府県) (市区町村) (地番、建物名、部屋番号等)		
説明会の名称			
参加人数(名)		名程度	
当日の時間割			
備考	※ オンラインでの開催をご希望の場合には、その旨及び使用可能なソフト名を記載ください。		
回答日		説明担当者	

※お手数ですが、太枠内の項目につきましてご記入願います。

- インボイス制度
 軽減税率制度
- 講師派遣申込書

申込日	2020/1/10	管理番号	
開催団体名	〇〇会		
担当部署名 又は 担当者名	〇〇組合事務局〇〇課〇〇	連絡先	
		00-0000-0000	
説明会の概要			
開催日	2020/2/15	開催時間	13:15～14:15
開催場所	(都道府県) (市区町村) (地番、建物名、部屋番号等) 東京都 千代田区 霞ヶ関〇-〇-〇 〇〇 □□会館(大会議室)		
説明会の名称	〇〇セミナー		
参加人数(名)	30	名程度	
当日の時間割	12:30 開場 13:00 開会 13:15 説明(インボイス制度及び軽減税率制度の説明) 14:00 質疑応答 14:15 連絡事項 14:30 閉会		
備考	※ オンラインでの開催をご希望の場合には、その旨及び使用可能なソフト名を記載ください。 ・オンラインでの開催を希望(使用ソフト名:Microsoft Teams) ・質疑時間を多めにとってほしい。		
回答日		説明担当者	

※お手数ですが、太枠内の項目につきましてご記入願います。

適格請求書等保存方式 の概要

インボイス制度の
理解のために

令和5年10月1日

**消費税の仕入税額控除の方式は
適格請求書等保存方式に**



国 税 庁

この社会あなただけの税がいきている

(令和2年6月)

消費税の基本的な仕組み

消費税とは

- > 商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- > 最終的に商品等を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。

消費税の負担と納付の流れ



> 税率は、
標準税率 10%
軽減税率 8%
の複数税率です。

⇒ 軽減税率制度についてはP3

消費税率	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%	1.76%
合計	10%	8%

※ 令和5年10月1日～

用語 課税事業者と免税事業者

- その課税期間^{※1}の基準期間^{※2}の課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります（「課税事業者」といいます。）。
- ※1 原則として、個人事業主は前年、法人は前々事業年度
- ※2 原則として、個人事業主は前々年、法人は前々事業年度
- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要はありません（「免税事業者」といいます。）。
- 免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。

詳しくは…

消費税の一般的な事例及び手続については、
「消費税のあらまし」
(国税庁HP)等をご覧ください。

区分記載請求書等保存方式

令和元年10月1日
～令和5年9月30日

軽減税率の対象品の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、区分記載請求書等の交付や記憶などの経理（区分経理）を行う必要があります。
課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。

帳簿と区分記載請求書の記載事項

帳簿の記載事項	区分記載請求書等の記載事項
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称	① 請求書発行者の氏名又は名称
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
④ 対価の額	④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額
	⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業等に依る取引については、記載を省略できます。

※ 区分記載請求書等保存方式の下では、3万円未満の少額な取引や請求書の交付を受けなかったことにより、一定の事由を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。
※ 仕入先から交付された請求書等に、「①」の「軽減税率の対象品目である旨」や「②」の「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に關して、交付を受けた事業者自身が、その取引の事実に基づき追記することが出来ます。

帳簿と区分記載請求書の記載例

請求書	
XX年11月2日	550円
牛肉	5,400円
合計	5,950円

※は軽減税率対象品目

税率(10%、8%)の異なることに合計した税込金額を記録する。

軽減税率の対象品目である旨

軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

総動元帳(仕入れ)		
XX年	借方	貸方
11月	22,000	
11月	21,600	
合計	43,600	

※は軽減税率対象品目

【重要】
これ以外に、例えば次のような方法があります。
・同一請求書内で、商品毎に軽減税率の異なることに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
【留意】
税率の異なることに非課税を分けて計上する。
※区分を分ける方法は、「8%」と記載する方法や計算コードを記録する方法も認められます。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

1 適格請求書等保存方式の概要

適格請求書等保存方式とは

> 複数税率に対応したものとして導入される、仕入税額控除の方式です。

○ 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。

○ また、買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

⇒ 仕入明細書等による対応についてはP8

導入時期

> 令和5年10月1日に導入されます。

適格請求書とは

> 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

○ 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

⇒ 記載事項についてはP6

○ 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。

⇒ 電磁的記録の提供についてはP7

> 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行者」に限られます。

○ 課税事業者が、登録を受けることができます。

⇒ 登録手続についてはP13

※ 適格請求書発行者事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。

※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

2

適格請求書の記載事項・記載の留意点

適格請求書の記載事項

- > 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。
- 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載された書類であれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】 ○ 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計	消費税	11,200円
	消費税	3,200円
	消費税	8,000円

① 登録番号 T012345...
② 11月分 131,200円
③ 8%対象 40,000円
10%対象 80,000円
④ 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

領収書

品名	数量	単価	消費税額
ヨーグルト*	1	¥108	¥874
カップラーメン*	1	¥216	¥1724
ビール	1	¥550	¥424
合計			¥24
内 消費税額			¥550
内 消費税額			50
お預り			¥1,000
お釣			¥126

① 登録番号 T123456...
② XX年11月30日
③ 8%対象
10%対象
④ 軽減税率対象
⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。⇒ 記載に当たったての留意点についてはP7

記載に当たったての留意点

Point 「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。
- ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります [例①]。
- ※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません [例②]。

【例①：認められる例】

請求書 ○年○月○日 (株)△△ (T123...)

※は軽減税率対象

品名	数量	単価	消費税額
トマト	83	167	13,861
ピーマン	197	67	13,199
花	57	77	4,389
花鉢	57	417	23,769
8%対象計			27,060
10%対象計			28,158
			2,164
			2,815

【例②：認められない例】

請求書 ○年○月○日 (株)△△ (T123...)

※は軽減税率対象

品名	数量	単価	消費税額
トマト	83	167	13,861
ピーマン	197	67	13,199
花	57	77	4,389
花鉢	57	417	23,769
8%対象計			27,060
10%対象計			28,158
			2,163
			2,814

【計算例】

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜き金額」を合計
→ 8%対象：27,060円 (税抜き)
10%対象：28,158円 (税抜き)
それぞれ、消費税額を計算 (税率ごとに端数処理1回ずつ)
→ 8%対象：27,060×8/100=2,164.8→2,164円
10%対象：28,158×10/100=2,815.8→2,815円
→ 適格請求書の記載事項として認められる。

【計算例】

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算 (その都度端数処理)
・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計
→ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては認められない。
- ※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

適格請求書に係る電磁的記録の提供及び保存

- 適格請求書発行事業者は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録 (適格請求書の記載事項を記録した電子データ) を提供することができます。
- 提供した電磁的記録は、一定の要件を満たした方法で保存する必要があります。
- 電磁的記録の提供を受けた事業者は、電磁的記録を一定の要件を満たした方法で保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

提供した (提供を受けた) 電磁的記録の保存要件や具体的な保存方法等については、「インボイスQ&A」(国税庁HP) をご覧ください。

Point 仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

● (株) 御中 ○年○月○日
 ● (株) 御中 ○年○月○日
 ● (株) △△ ○年○月○日
 ● (株) △△ ○年○月○日

支払金合計 229,000円

月	日	取引	取引金額 (税別)
4	1	高級%	2,000
	3	高級%	600
	4	高級%	5,900
	4	高級%	30,000
合計			38,500
8%消費税			3,000
支払金額(税込)			41,500円
消費税額等			8,000円
合計			110,000円
※印は軽減税率対象品			11,000円

その他...
 相手方への確認の方法
 ・適格請求書と仕入明細書を一冊で交付する場合
 ...等、詳細については「インボイスQ&A」(国税庁HP)をご覧ください。

課税仕入れの相手方の彫形を受ける方法として、この例のような文書を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容 (軽減税率の対象品である旨)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

Point 複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の記載事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例】請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書
XX年11月1日
納品書番号
M0011
M0012
M0013

品名	数量	単価	金額
高級%	109,200円	納税額9,200円	11,980円
中級%	66,000円	納税額6,000円	7,640円
低級%	49,200円	納税額3,200円	9,800円
合計			29,420円
消費税額			2,580円
合計			32,000円

登録番号 △012345...

納品書番号
(関連の明確化)

納品書
納品M0013
納品M0012
納品M0011

品名	数量	単価	金額
高級%	5,000円		5,000円
中級%	2,150円		2,150円
低級%	7,000円		7,000円
合計			14,150円

※印は軽減税率対象品!

記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込) 及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

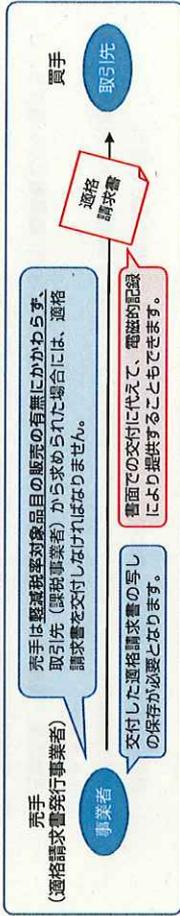
3

**売手の留意点
(適格請求書発行事業者の義務等)**

適格請求書発行事業者の義務

> 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

- **適格請求書の交付義務**
取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する義務
- **適格返還請求書の交付義務**
売上げに係る対価の返還等を行った場合に、適格返還請求書を交付する義務
- **修正した適格請求書の交付義務**
交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する義務
- **写しの保存義務**
交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する義務
※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



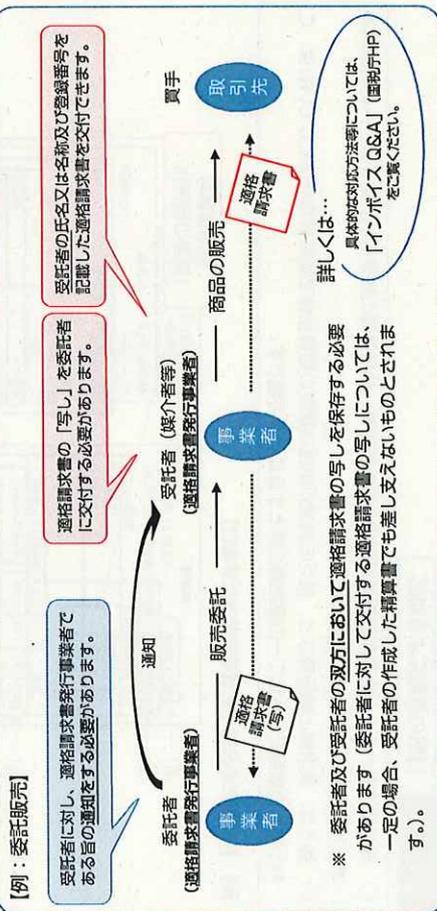
交付義務の免除

> 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

交付方法の特例：媒介者交付特例（委託販売等における特例）

業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。



4 買手の留意点（仕入税額控除の要件）

仕入税額控除の要件

- 一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
- 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- 帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式と同様です。
⇒ 帳簿の記載事項についてはP4
- ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。
⇒ 課税仕入れに係る経過措置についてはP12

保存が必要となる請求書等の範囲

> 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買手が作成する仕入明細書等
(適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
- ③ 卸売市場において委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受けた一定の書類組合等が委託を受けて行う適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの
(P9「交付義務の免除」②③の取引)
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

> 適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除されるP9「交付義務の免除」①④⑥に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常の必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

Point その他の現行（区分記載請求書等保存方式）との相違点

- 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後は、これらの規定は廃止されます。
- また、現行では、仕入れから交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自ら、その取引の事実に基づき追記することができず、適格請求書等保存方式の導入後は、このような追記をすることはできません。

Point 簡易課税制度を選択している場合

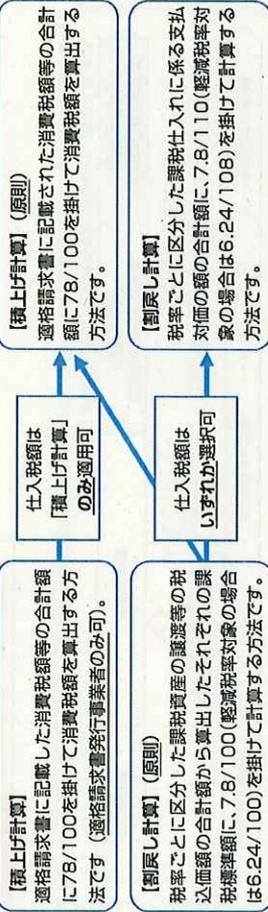
- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

5 税額計算の方法等

税額計算の方法

- > 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。
- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

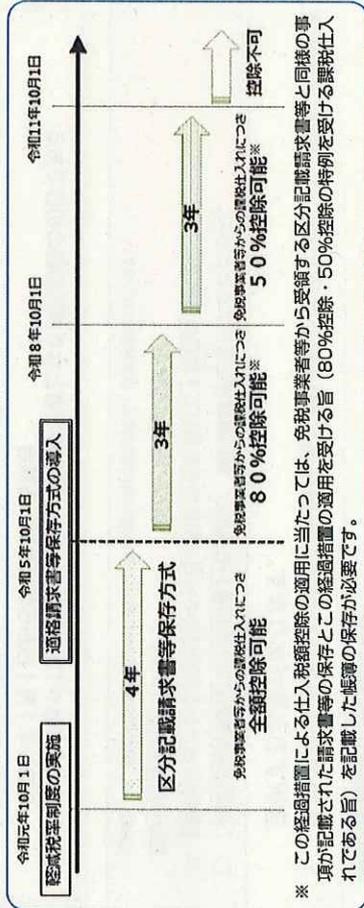
《売上税額》



- 売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行者に限られます。
- 売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行者以外の方（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



6 適格請求書発行者の登録申請

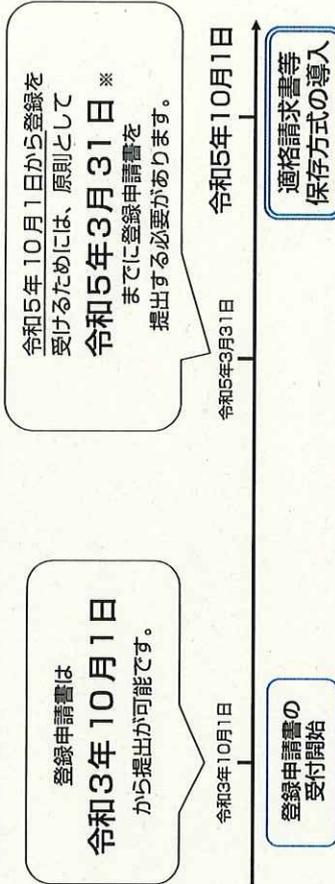
登録を受けるには

- > 登録申請書を提出する必要がある事業者は、「適格請求書発行者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）の提出が必要です。
⇒ 免税事業者の登録手続についてはP14

申請から登録までの流れ

- > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知※及び公表が行われます。
※ 税務署から登録通知書が交付されます。
- > 公表情報は、インターネットを通じて確認することができます。

登録申請のスケジュール



※ 令和5年9月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで。（「困難な事情」については、その程度は問いません。）

登録申請書は、e-Taxにより提出ができます！（令和3年10月1日～）

免税事業者の登録手続

- > 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者を選択する必要があります。

- 「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに、課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書を提出します。

※ 原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

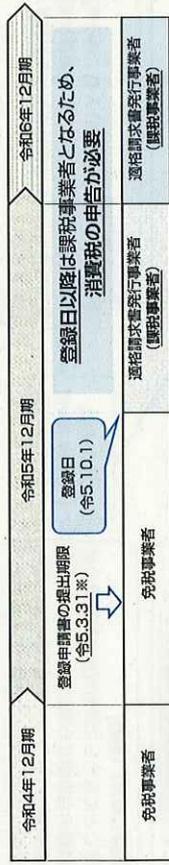
【例①】個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

⇒ 課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請書を令和5年11月30日までに提出する。
※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和6年1月1日）の前日（令和5年12月31日）から起算して1月前の日

- > ただし、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

- 登録申請書を提出します。
※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例②】個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合



Point 登録に当たっての留意点

- 適格請求書発行事業者になると...
 - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、申告が必要です。
 - 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（交付義務）。 ⇒ 適格請求書発行事業者の義務等についてはP9
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に関するお問合せ先

- 適格請求書等保存方式及び軽減税率制度に関する一般的なご相談は、以下で受け付けております。
専用ダイヤル】0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（適格請求書等保存方式及び軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります。）と、つなげられます。税務署の連絡先は国税庁HP (<https://www.nta.go.jp>) でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いいたします。
- 適格請求書等保存方式についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁HP内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください（適格請求書等保存方式に関する取次通達やQ&Aなどを掲載しています。）。

